

内閣府における「犯罪被害者等基本計画」の進捗状況について

1. 「基本計画」における内閣府の施策（32項目）

H17.12

H18.12

H19.12

基本計画閣議決定

直ちにに取り組む施策 (19項目)

- 地方公共団体に対する総合的窓口設置等の要請等
- 犯罪被害者団体等専用ポータルサイトの開設
- 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施
- 犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施
- 国民の理解を図るための情報提供の実施
- 調査結果の公表を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民理解の促進
- 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施 等

2年以内に実施又は結論を得る施策 (13項目)

- 経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施
- どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのための検討及び施策の実施
- 民間団体に対する財政的援助の在り方の検討及び施策の実施 等

3検討会において併せて検討する事項

- 経済的支援に関する検討会
 - ・ 損害賠償債務の国による立替払及び求償等の是非に関する検討
 - ・ 公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等是非に関する検討
 - ・ 被害直後及び中期的な居住場所の確保
 - ・ 長期療養を必要とする犯罪被害者のための施策の検討及び実施 等
- 支援のための連携に関する検討会
 - ・ 犯罪被害者等支援のコーディネーター等の育成の在り方についての検討
 - ・ 民間団体で支援活動を行う者の養成及び研修等の在り方についての検討 等
- 民間団体への援助に関する検討会

※ 3検討会の最終取りまとめについては、別途報告。

その他（基本法に記載されているもの）

- 毎年、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告（犯罪被害者白書）を国会に提出

2. 施策の進捗状況

(1) 直ちにに取り組むこととされている施策の進捗状況

○ 地方公共団体に対する総合的窓口設置等の要請等

- ・平成19年度犯罪被害者等施策主管課長会議において、全ての都道府県・政令指定都市における窓口部局の設置について確認
- ・総合的対応窓口については、28の道府県・市において設置 (H19.10.1現在)

○ 犯罪被害者団体等専用ポータルサイトの開設

- ・内閣府ホームページ上に「犯罪被害者団体等紹介サイト」を設置 (H19.2)

○ 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施

○ 犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施

- ・犯罪被害者等に関する国民の理解・関心を深めるため、「犯罪被害者等に関する標語」を国民一般から募集し、「悲しみを 希望にかえる社会のささえ」を最優秀作品として決定 (H19.10に公表)
- ・犯罪被害者週間にあわせ、「国民のつどい」を東京都及び熊本県・茨城県・愛知県・北海道において開催予定

○ 国民の理解の増進を図るための情報提供の実施

- ・中島聡美氏を講師として招き、「保健医療・福祉の分野における被害者支援」をテーマに、関係省庁及び地方自治体の職員を対象とした犯罪被害者等施策講演会を実施 (H19.7.9)

○ 調査結果の公表を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民理解の促進

- ・犯罪被害者等の置かれた状況や二次的被害に関し、国民一般を対象とした意識調査を行い、並行して犯罪被害者等を対象とした調査を行って、両調査の結果を比較検証 (H18.5に公表)
- ・調査結果等を利用した中学生向け教材を作成中

○ 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施

- ・犯罪被害者週間広報ポスター (13,000枚) を作成して都道府県・政令指定都市、犯罪被害者団体、支援団体等に配布
- ・基本計画紹介パンフレット (6,000部) を作成して都道府県・政令指定都市、犯罪被害者団体、支援団体等に配布
- ・政府広報 (広報誌、テレビ番組、ラジオ番組、インターネット等) を活用した広報を実施

○ 犯罪被害者白書の作成 (基本法に記載)

- ・犯罪被害者等施策の実施状況について、第168回国会 (臨時会) に報告 (H19.10.26)